

貨物自動車運送業燃料高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

公益社団法人 大分県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、原油価格の高騰の影響を受ける会員事業者（以下「事業者」という。）に対して、燃費向上による輸送コストを軽減するため、大分県が実施する貨物自動車運送業燃料高騰緊急対策事業費補助金を活用し、事業者のエコタイヤ導入を支援し燃費向上による輸送コストの負担削減に資するとともに、運賃収受の適正化による安定した物流環境を確保することを目的とする。

また、補助金の交付については、貨物自動車運送業燃料高騰緊急対策事業費補助金交付要綱（大分県）に準ずるほかこの要綱の定めるところによる。

(補助の要件等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業者は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 県内に営業所を有する貨物運送事業者であり、営業所に配置している事業用自動車（霊きゅう自動車、軽貨物自動車を除く。）を継続的に事業に使用していること。
- (2) 標準的な運賃及び燃料サーチャージの導入について、荷主との具体的な交渉を行った内容が確認できる交渉記録（3通以上、荷主名を明記）及び誓約書が提出できる事業者であること。
- (3) 補助対象エコタイヤについて、県からの補助金、交付金若しくはこれらに類する助成（以下「県補助金等」という。）又は県補助金等を財源とする助成を受けていないこと。
- (4) 補助対象エコタイヤについて、国若しくは市町村からの補助金、交付金若しくはこれらに類する助成（以下「国補助金等」という。）又は国補助金等を財源とする助成を受ける場合は、本事業による補助金との合計額が購入額を超えないこと。

(補助対象事業、補助対象経費、補助金額等)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業、経費及び金額等は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
エコタイヤ購入費用の一部を補助する事業	別表にあるエコタイヤの購入費用（消費税は除く） ※令和5年2月17日から令和5年9月30日までの間に購入し、代金の支払を終了したもの ※補助対象商品一覧参照	エコタイヤ1本あたり5,000円 1事業者あたり最大10万円

(補助金の交付申請、実績報告及び交付請求)

第4条 補助金の交付を請求しようとするときは、貨物自動車運送業燃料高騰緊急対策事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（第1号様式）によるものとし、次に掲げる書類を添付し、令和5年10月31日までに提出しなければならない。

- (1) 購入実績報告内訳書【第1号様式の2】
- (2) 荷主との交渉記録（3社以上）【参考様式】
- (3) 誓約書【第2号様式】
- (4) 購入に関する請求書（写）及び販売証明書【第3号様式】
※請求書でタイヤのメーカーや型式、本数、単価等明細が確認できる場合は、販売証明書の添付は省略できる。
- (5) 代金の支払を証する書類の写し（領収書等）
- (6) 運送事業の許可書又は営業所の認可書の写し
- (7) その他会長が必要と認める書類

2 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助条件）

第5条 この補助金の補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（会長が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業により取得し、又は効用の増加した施設、機械、器具、備品等（以下「財産」という。）は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 財産は、会長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、補助金の交付目的及び耐用年

数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定める耐用年数を経過した場合はこの限りでないこと。

- (8) 財産のうち、一件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合を除く。）は、あらかじめ会長の承認を受けなければならないこと。
- (9) 会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県ト協に納付させることができるものとする。
- (10) 第4条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第4条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (11) 第4条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第6条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）によりその金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (12) その他、大分県の貨物自動車運送業燃料高騰緊急対策事業費補助金交付要綱及びこの要綱の定めに従うこと。

2 補助事業者は事業の収支について帳簿を作成し、5年間整備保管しなければならない。

（補助金の交付決定の通知及び額の確定通知）

第6条 補助金の交付決定及び額の確定通知は、補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（第7号様式）により行うものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第7条 申請の取り下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

（状況報告）

第8条 会長は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（補助金の支払い）

第9条 県ト協は令和6年3月末日までに申請事業者の指定する金融機関口座に補助金を支払うものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。